



③⑩ 特別支援学校教諭問題の解答について (注意)

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。(マークシート右上の記入方法を参照) 消去は、プラスチックの消しゴムで念入りに行うこと。
4. 名前の記入 名前を記入すること。
5. 教科名の記入 教科名に「特別支援学校教諭」と記入すること。
6. 受験番号の記入 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
7. 解答の記入
 - ア. 小問の解答番号は1から45までの通し番号になっており、例えば、25番を

25

 のように表示してある。
 - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
 - ウ. どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
 - エ. 各問いに対して一つずつマークすること。

(マークシート記入例)

フリガナ	ユウベタロウ	教科名	特別支援学校教諭
名前	神戸太郎		

数字で記入……

受験番号					小問番号	解答記入欄	小問番号	解答記入欄	小問番号	解答
						1 - 25		26 - 50		51
/	2	3	4	0	1	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	26	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	51	① ② ③ ④
●	○	○	○	○	2	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	27	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	52	① ② ③ ④
○	○	○	○	○	3	① ② ③ ④ ⑤ ● ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	28	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	53	① ② ③ ④
○	○	○	○	○	4	① ② ③ ④ ● ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	29	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	54	① ② ③ ④
○	○	○	○	○	5	① ● ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	30	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	55	① ② ③ ④
○	○	○	○	○	6	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	31	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	56	① ② ③ ④
○	○	○	○	○	7	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	32	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	57	① ② ③ ④
○	○	○	○	○	8	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	33	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	58	① ② ③ ④
○	○	○	○	○	9	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	34	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	59	① ② ③ ④
○	○	○	○	○	10	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	35	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	60	① ② ③ ④
○	○	○	○	○	11	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	36	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	61	① ② ③ ④

【1】 次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）＜平成24年7月23日 文部科学省＞」において、「合理的配慮」の決定に当たっての基本的な考え方を示したものである。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

「合理的配慮」を行う前提として、学校教育に求めるものを以下のとおり整理した。

- (1) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育
- (2) 一人一人の状態を把握し、一人一人の（ア）の最大限の伸長を図る教育（確かな学力の育成を含む）
- (3) 健康状態の維持・改善を図り、（イ）にわたる健康の基盤をつくる教育
- (4) コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育
- (5) （ウ）を深め自立し社会参加することを目指した教育
- (6) 自己（エ）を高めていく教育

- | | | | | | | | | |
|---|---|----|---|---------|---|------|---|-----|
| ① | ア | 個性 | イ | 児童期・青年期 | ウ | 他者理解 | エ | 肯定感 |
| ② | ア | 能力 | イ | 生涯 | ウ | 自己理解 | エ | 有用感 |
| ③ | ア | 能力 | イ | 生涯 | ウ | 自己理解 | エ | 肯定感 |
| ④ | ア | 能力 | イ | 児童期・青年期 | ウ | 自己理解 | エ | 有用感 |
| ⑤ | ア | 個性 | イ | 生涯 | ウ | 他者理解 | エ | 有用感 |

【2】「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）〈平成24年7月20日 文部科学省〉」に記された障害者虐待の防止と対応のポイントについて、誤っているものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待が発生してからの対応はもとより、虐待を未然に防止することが最も重要であること
- ② 障害者虐待が発生した場合の対応としては、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要であること
- ③ 障害者本人の自己決定が難しい場合や、養護者との信頼関係を築くことができていない場合であっても、障害者の安全確保を最優先する必要があること
- ④ 在宅の虐待事案では、虐待している養護者自身が何らかの支援を必要としている場合は少なく、被虐待者への支援を中心に考えていく必要があること
- ⑤ 各段階において、関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要であること

2

【3】 次の文は、「別添 特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について（平成23年12月20日 文部科学省）」のなかで特別支援学校における医療的ケアの基本的な考え方について述べられたものである。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

特別支援学校で医療的ケアを行う場合には、医療的ケアを必要とする児童生徒等の状態に応じ看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の適切な配置を行うとともに、看護師等を中心に教員やそれ以外の者（以下「教員等」という。）が連携協力して特定行為に当たること。なお、児童生徒等の状態に応じ、必ずしも看護師等が直接特定行為を行う必要がない場合であっても、看護師等による（ア）的な巡回や医師等といつでも相談できる体制を整備するなど（イ）を確保するための十分な措置を講じること。

特別支援学校において認定特定行為業務従事者となる者は、（イ）を確実に確保するために、対象となる児童生徒等の障害の状態や（ウ）を把握し、信頼関係が築かれている必要があることから、特定の児童生徒等との関係性が十分ある教員が望ましいこと。また、教員以外の者について、例えば介助員等の介護職員についても、上記のような特定の児童生徒等との関係性が十分認められる場合には、これらの者が担当することも考えられること。

教育委員会の総括的な管理体制の下に、特別支援学校において（エ）を中心に組織的な体制を整備すること。また、医師等、保護者等との連携協力の下に体制整備を図ること。

- ① 医療安全 ② 特別支援教育コーディネーター ③ 家庭の状況 ④ 学校長
 ⑤ 定期 ⑥ 連絡システム ⑦ 一時 ⑧ 行動の特性

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
3	4	5	6

【4】 次の文は、「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）（平成18年3月 文部科学省）」において、通級による指導について述べられたものである。（ア）、（イ）にあてはまる正しい語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

通級による指導の対象となる者として、（ア）及び（イ）を加え、これらに該当する児童生徒についても通級による指導を行うことができることとすること。

- ① ア 学習障害者 イ 情緒障害者
 ② ア 言語障害者 イ 注意欠陥多動性障害者
 ③ ア 学習障害者 イ 注意欠陥多動性障害者
 ④ ア 学習障害者 イ 言語障害者
 ⑤ ア 弱視者 イ 難聴者

【5】 次の文は、「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）＜平成16年1月＞」において「個別の教育支援計画」について述べられたものである。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

「個別の教育支援計画」は、障害のある子どもにかかわる様々な関係者（教育、医療、福祉等の関係機関の関係者、保護者など）が子どもの障害の状態等にかかわる情報を（ア）し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などについて計画を策定するものである。

障害のある子どもを（イ）にわたって支援する視点から、一人一人のニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことが大切であり、このため、教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」を策定することが重要である。この計画の策定、実施、評価（「Plan-Do-See」のプロセス）を通して、教育的支援をよりよいものに改善していくことが大切である。

一方、「個別の指導計画」は、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の（ウ）に対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだものである。平成11年3月告示の盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領において、重複障害者の指導、（エ）に当たり作成することとされた。小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒についても、必要に応じて作成することが望まれる。

- | | | | | |
|---|-------|-------|----------|-----------|
| ① | ア 共有化 | イ 多方面 | ウ 障害種別 | エ 各教科等の指導 |
| ② | ア 共有化 | イ 生涯 | ウ 教育的ニーズ | エ 自立活動の指導 |
| ③ | ア 一本化 | イ 多方面 | ウ 教育的ニーズ | エ 各教科等の指導 |
| ④ | ア 一本化 | イ 生涯 | ウ 障害種別 | エ 自立活動の指導 |
| ⑤ | ア 共有化 | イ 多方面 | ウ 障害種別 | エ 自立活動の指導 |

【6】 次の文は、「教育支援資料〈平成25年10月 文部科学省〉」において、教育相談について述べられたものである。(ア)～(エ) にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

教育相談においては、障害の有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを（ア）という姿勢が必要である。そのためには、子供の障害やできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子供ができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまくかかわっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切である。

また、教育相談は、その後の適切な教育・支援のための（イ）を話し合うことが目的であり、子供の可能性を最大限伸長させるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な（ウ）の内容を踏まえ、保護者とともに（エ）を図っていくことが求められる。

- | | | | | |
|---|---------|-------|---------|--------|
| ① | ア 受け止める | イ 方向性 | ウ 教育支援 | エ 合意形成 |
| ② | ア 解消する | イ 見通し | ウ 合理的配慮 | エ 合意形成 |
| ③ | ア 解消する | イ 方向性 | ウ 教育支援 | エ 情報共有 |
| ④ | ア 受け止める | イ 方向性 | ウ 合理的配慮 | エ 合意形成 |
| ⑤ | ア 受け止める | イ 見通し | ウ 合理的配慮 | エ 情報共有 |

【7】 次の文は、疾患について述べたものである。(ア)～(エ) にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- (1) (ア) は、妊娠初期に何らかの原因で胎児の脊椎骨の形成が阻害され、脊椎管の後部が開いたままの状態となったものである。
- (2) (イ) は、一般的には結合組織の主要成分であるⅠ型コラーゲンの遺伝子変異による質的ないしは量的異常が原因の遺伝性疾患である。
- (3) (ウ) は、何らかの原因(外傷説、炎症説など)によって大腿骨頭の血流が障害され、大腿骨頭が部分的に壊死して、つぶれた状態になり、股関節の疼痛と足をひきずるような歩行を伴う疾患である。
- (4) (エ) は、脊椎骨の先天奇形によるもの、脳性まひや筋ジストロフィーなどの神経筋疾患によるもの、原因不明のもの(特発性)に分類される。

- | | | | | | | | | |
|---|---|--------|---|--------|---|-------|---|--------|
| ① | ア | 骨形成不全症 | イ | ペルテス病 | ウ | 脊柱側弯症 | エ | 二分脊椎症 |
| ② | ア | 二分脊椎症 | イ | 脊柱側弯症 | ウ | ペルテス病 | エ | 骨形成不全症 |
| ③ | ア | 脊柱側弯症 | イ | 骨形成不全症 | ウ | 二分脊椎症 | エ | ペルテス病 |
| ④ | ア | 骨形成不全症 | イ | 二分脊椎症 | ウ | ペルテス病 | エ | 脊柱側弯症 |
| ⑤ | ア | 二分脊椎症 | イ | 骨形成不全症 | ウ | ペルテス病 | エ | 脊柱側弯症 |

10

【8】 次の文は、言語障害について述べたものである。誤っているものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 話したいことが相手に伝わらなかったり、周囲に違和感を与え、そのことを指摘されたりすることなどが繰り返されることで、本人の話す意欲が損なわれたり、また、自己不全感となって、健全な成長・発達に不都合が生じたりすることが少なくない。
- ② 口蓋裂等による言語障害の状態の判断については、その発語器官の形態や機能等医療との連携の中で取り組まれる必要がある。また、言語中枢の機能により生じる場合等においても医療との関係を視野に入れる必要がある。
- ③ 話し手である子どもには必ず聞き手である周囲の人(親や友達等)がいる。この両者のかかわりの中で言葉は機能を果たしていく。話し手だけでなく聞き手側に課題があればコミュニケーションは成立しない。それ故、コミュニケーションの障害としての側面を強く持っている。
- ④ 指導における観点として、対象の児童生徒に直接アプローチする方法と、家庭と学校場面での人間関係の違いから発症していることを考えて、家庭への働きかけや集団へのアプローチが必要である。
- ⑤ 発音の未熟さや言葉が稚拙であるなどの場合は、成長に伴って改善されることが少なくない。そのため、発音の誤りや言葉の遅れ等による状況の評価や指導は、対象となる子どもの発達の状況を見極めて行うことが重要である。

11

【9】 次の(1)~(4)の文は、障害や疾患について説明したものである。どの障害や疾患について説明したものかあてはまるものを①~⑧から選び、番号で答えよ。

(1) 夜間の発作が多く、睡眠不足や医療機関受診のため学校を欠席することが多くなり、学校生活に影響を及ぼす。運動や校外学習への参加にも影響し、学習や友人関係に問題が生じ、時として不登校になったりする。治療には、医療だけでなく、家族や学校関係者の協力が不可欠である。 (1) 12

(2) 一次的に筋肉が壊れていく遺伝性の疾患群で、症状は進行性の筋力低下である。骨格筋の表面の膜に存在するジストロフィンという蛋白質の欠損により、筋繊維が脆弱となり筋繊維の壊死が起こることが分かっている。 (2) 13

(3) 下肢のまひ、皮膚感覚の欠如、排泄困難（神経因性膀胱）、合併症として水頭症を多発する。内臓にも奇形を伴うことがあり、これらの諸障害から成長するにしがたい、下肢の変形や褥創の発生、膀胱障害が進むと腎臓障害を起こすことがある。 (3) 14

(4) 小児の症状は、非常に強い悲しみや自分は無価値だという感情、罪悪感などと似ている。子どもはスポーツやビデオゲーム、友達と遊ぶなど、普段は喜んですることに対する興味を失う。年齢によっては頭痛や腹痛など身体症状が前面に出ることがある。食欲が変化し、大きな体重の変化を引き起こすことがある。睡眠障害もよく起こる。しかし、幼い小児では、症状が外見上は相反する症状、例えば過度の活動や攻撃性、反社会的行動などによって隠されていることがあり注意が必要である。 (4) 15

- ① 気分障害 ② てんかん ③ 摂食障害 ④ 筋ジストロフィー
⑤ 脳性麻痺 ⑥ 二分脊椎症 ⑦ 気管支ぜん息 ⑧ 統合失調症

【10】 次の文は、「発達障害者支援法<最終改正:平成28年6月3日 法律第64号>」の第一章 総則にて、「目的」について述べられたものである。(ア)～(オ)にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

この法律は、発達障害者の（ア）の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、（イ）（昭和45年 法律第84号）の基本的な理念にのっとり、発達障害者が（ウ）を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、（エ）における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら（オ）社会の実現に資することを目的とする。

- | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|---|--------|---|-------|---|------|---|------|
| ① | ア | 心理機能 | イ | 障害者基本法 | ウ | 基本的人権 | エ | 学校教育 | オ | 共生する |
| ② | ア | 心身機能 | イ | 障害者福祉法 | ウ | 生存権 | エ | 学校教育 | オ | 共生する |
| ③ | ア | 心身機能 | イ | 障害者福祉法 | ウ | 基本的人権 | エ | 学校教育 | オ | 協働する |
| ④ | ア | 心身機能 | イ | 障害者基本法 | ウ | 生存権 | エ | 家庭生活 | オ | 協働する |
| ⑤ | ア | 心理機能 | イ | 障害者基本法 | ウ | 基本的人権 | エ | 家庭生活 | オ | 共生する |

16

【11】 次の文は、「教育支援資料<平成25年10月 文部科学省>」において、近年の病弱教育について述べられたものである。下線部の語句で誤っているものはどれか、①～⑤から選び、番号で答えよ。

近年は、医学等の進歩に伴い入院の①短期化や入院の頻回化（繰り返しての入院）、退院後も引き続き医療や生活規制が必要となるケースの②増加など、病弱児の治療や療養生活は大きく変化してきている。特別支援学校（病弱）や病院内の病弱・身体虚弱特別支援学級での指導、通級による指導（病弱・身体虚弱）において、病弱の状態や身体虚弱の状態、③生活環境などに応じた適切な教育を行うことは、病弱児の学習の空白や学習の遅れを補完するだけでなく、病弱児の生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに、心身の成長や発達に好ましい影響を与えることである。病弱教育は、病弱自体を治すものではないが、④学力を向上させることにより治療効果が高まったり、⑤健康状態の回復・改善等を促したりすることに有効に働くものとして取り組まれてきている。

17

【12】 次の(1)～(5)の文は、視覚障害の幼児児童生徒への教育について述べられたものである。適切でないものはいくつあるかを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- (1) 弱視の児童生徒に対して、教室は300～700ルクスの照度を保つとともに（全体照明）、電気スタンド等の個人用の照明器具（机上照明）を活用して、個人差に対応した照度を保つよう配慮している。
- (2) 盲児の指導においては、各教科を通じて点字の読み書き技能に習熟させるとともに、実物や模型などを数多く活用して正しい知識や概念の形成を図るように努めている。
- (3) 弱視の児童生徒は、通常の文字の検定教科書や文字等を拡大したいわゆる拡大教科書を使用して、主として視覚を活用した学習を行っている。
- (4) 弱視の児童生徒に対しては、遠方の事物なども、弱視用に工夫された各種のレンズ類を用いて見ることができるよう指導している。
- (5) 弱視の児童生徒は、点字の教科書を使用し、主として触覚や聴覚を活用した学習を行っている。

① 1つ ② 2つ ③ 3つ ④ 4つ ⑤ 5つ

18

【13】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説〈平成21年6月〉において、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」の指導等を行う際、考慮すべき点について述べられたものである。(1)～(5)の文は、何について述べられたものか、適切なものを①～③から選び、番号で答えよ。

(1) 教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。

(1)	19
-----	----

(2) 実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。

(2)	20
-----	----

(3) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

(3)	21
-----	----

(4) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。

(4)	22
-----	----

(5) 必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。

(5)	23
-----	----

- ① 日常生活の指導 ② 遊びの指導 ③ 生活単元学習

【14】 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領〈平成27年3月一部改正〉において、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」について述べられたものである。(1)～(4)の文は、どの特別支援学校について説明したものかを①～④から選び、番号で答えよ。

(1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。

(1)	24
-----	----

(2) 児童が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

(2)	25
-----	----

(3) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。

(3)	26
-----	----

(4) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

(4)	27
-----	----

- ① 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校
- ② 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校
- ③ 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校
- ④ 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

【15】 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領〈平成27年3月一部改正〉において、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の「指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い」について述べられたものである。(ア)～(エ) にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

- (1) 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、(ア) 的に指導内容を設定するものとする。
- (2) 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が(イ) をもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。
- (3) 生徒の実態に即して(ウ) を整えるなど、安全に留意するものとする。
- (4) 家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を(エ) に生かすことができるよう配慮するものとする。

- ① 学習環境 ② 見通し ③ 具体 ④ 進路の選択
 ⑤ 効果 ⑥ 生活のリズム ⑦ 実際の生活 ⑧ 自信

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
28	29	30	31

【16】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説〈平成21年6月〉において、個に応じた指導など指導方法の工夫改善について述べられたものである。正しいものを○、誤っているものを×としたときの組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- (1) 児童生徒一人一人が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、その後の学習や生活に生かすことができるようにするとともに、自分自身のものの見方や考え方をもてるようにすることが大切である。
- (2) 児童生徒が主体的に学習を進められるようになるためには、それぞれの児童生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることが必要となる。
- (3) 児童生徒の実態に即した指導を一層推進するため、自立活動や重複障害者の指導のみならず、各教科等にわたり個別の教育支援計画を作成することに留意する必要がある。
- (4) 個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、児童生徒の実態、学校の実態などに応じて、特別支援教育コーディネーターが独自に工夫改善を進めていくことが重要である。
- (5) 児童生徒の多様な実態に応じた指導の充実を図る上で、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導を行うことが大切である。

- | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | (1) ○ | (2) ○ | (3) × | (4) × | (5) ○ |
| ② | (1) × | (2) × | (3) ○ | (4) ○ | (5) × |
| ③ | (1) × | (2) ○ | (3) ○ | (4) × | (5) ○ |
| ④ | (1) ○ | (2) × | (3) × | (4) ○ | (5) × |
| ⑤ | (1) ○ | (2) ○ | (3) ○ | (4) × | (5) ○ |

【17】 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領〈平成27年3月一部改正〉において、「学校における体育・健康に関する指導」について述べられたものである。(ア)～(エ)にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

学校における体育・健康に関する指導は、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における(ア)の推進並びに(イ)の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより、小学部の家庭科(知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては(ウ))、中学部の技術・家庭科(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては(エ))、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。

- ① 作業学習 ② 生活科 ③ 衛生管理 ④ 学力
 ⑤ 食育 ⑥ 体力 ⑦ 職業・家庭科 ⑧ 生活単元学習

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
33	34	35	36

【18】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説・自立活動編〈平成21年6月〉において、自立活動の六つの区分の1つである「人間関係の形成」の項目「(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。」の具体的指導内容例と留意点に関する文である。(ア)～(エ)にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

他者とのかかわりをもとうとするが、その方法が十分に身に付いていない自閉症のある幼児児童生徒の場合には、まず、直接的に指導を担当する教師を決めるなどして、教師との(ア)関係を形成することが大切である。そして、やりとりの方法を大きく変えずに繰り返し指導するなどして、そのやりとりの方法が(イ)するようにし、相互にかかわり合う素地を作ることが重要である。その後、やりとりの方法を少しずつ増やしていくが、その際、(ウ)だけでなく、具体物や(エ)な情報を加えて分かりやすくすることも大切である。

- ① ア 密接な イ 定着 ウ 文字 エ 視覚的
 ② ア 安定した イ 具体化 ウ 文字 エ 聴覚的
 ③ ア 密接な イ 具体化 ウ 文字 エ 視覚的
 ④ ア 密接な イ 定着 ウ 言葉 エ 聴覚的
 ⑤ ア 安定した イ 定着 ウ 言葉 エ 視覚的

【19】 次の(1)～(5)の文は、特別支援学校学習指導要領解説・自立活動編<平成21年6月>において、幼児児童生徒の実態把握について述べられたものである。適切でないものはいくつあるかを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- (1) 実態把握の具体的な内容としては、病気等の有無や状態、人やものとのかかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、家庭や地域の環境等様々なことが考えられる。
- (2) 幼児児童生徒の実態を把握する方法としては、観察法、面接法、検査法等の間接的な把握の方法が考えられる。
- (3) 幼児児童生徒の実態を的確に把握するに当たって、保護者等から生育歴や家庭生活の状況を聞いたり、保護者の教育に対する考えをとらえたりすることは欠くことができないことである。
- (4) 幼児児童生徒の実態を的確に把握するに当たって、教育的立場からの実態把握が重要であり、幼児児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集して実態把握を行う必要はない。
- (5) 個々の幼児児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められている。

① 1つ ② 2つ ③ 3つ ④ 4つ ⑤ 5つ

38

【20】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説・自立活動編<平成21年6月>において、自立活動の六つの区分の1つである「コミュニケーション」の項目「(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。」について述べられたものである。正しいものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① コミュニケーションとは、人間が意思や感情などを一方的に相手に伝えることであり、その基礎的能力として、相手に伝えようとする内容を広げ、伝えるための手段をはぐくんでいくことが大切である。
- ② 障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合には、話し言葉によるコミュニケーションにこだわらず、本人にとって可能な手段を講じて、より円滑なコミュニケーションを図る必要がある。
- ③ 構音障害がある場合には、幼児児童生徒の発達の段階に応じて、相手を注視する態度や構えを身に付けたり、あるいは自然な身振りで表現したり声を出したりして、相手とかがわかることができるようにしたりするなど、コミュニケーションを行うための基礎的能力を身に付ける必要がある。
- ④ 知的障害のある幼児児童生徒には、発声や身体の動きによって気持ちや要求を表すことができないが、発声や指差し、身振りやしぐさなどをコミュニケーション手段として適切に活用できる場合がある。
- ⑤ 視覚に障害がある幼児児童生徒の場合、持ち主の了解を得ないで、物を使ったり、相手が使っている物を無理に手に入れようとしたりすることがある。また、他の人の手を取って、その人に自分が欲しい物を取ってもらおうとすることもある。

39

【21】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説・自立活動編〈平成21年6月〉において、自立活動の目標について述べられたものである。(ア)～(エ) にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

自立活動の目標は、学校の(ア)を通して、児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難を(イ)に改善・克服するために必要とされる(ウ)、技能、態度及び習慣を養い、心身の(エ)発達の基盤を培うことによって、自立を目指すことを示したものである。ここでいう「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、(イ)に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

- | | | | | | | | | |
|---|---|------------|---|-----|---|----|---|-----|
| ① | ア | 健康安全・体育的行事 | イ | 主体的 | ウ | 知識 | エ | 段階的 |
| ② | ア | 教育活動全体 | イ | 効果的 | ウ | 経験 | エ | 調和的 |
| ③ | ア | 教育活動全体 | イ | 主体的 | ウ | 知識 | エ | 調和的 |
| ④ | ア | 健康安全・体育的行事 | イ | 効果的 | ウ | 経験 | エ | 段階的 |
| ⑤ | ア | 教育活動全体 | イ | 主体的 | ウ | 経験 | エ | 調和的 |

40

【22】 以下の自立活動の区分と項目の組合せ表において、(ア)～(オ)にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

区 分	項 目
健康の保持	病気の状態の理解と生活管理に関すること。
(ア)	言語の形成と活用に関すること。
(イ)	集団への参加の基礎に関すること。
(ウ)	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
(エ)	作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
(オ)	状況の理解と変化への対応に関すること。

- ① 人間関係の形成 ② 言語の理解 ③ コミュニケーション ④ 自己の理解
 ⑤ 他者とのかかわり ⑥ 心理的な安定 ⑦ 環境の把握 ⑧ 身体の動き

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
41	42	43	44	45